

富洲原中だより

富洲原中学校通信 No.16



令和7年6月30日

子どもの人権を守るために

この富洲原中だよりは、配付するときに教室で一緒に読んでください。

配付期間:6月30日(月)~7月4日(金)

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、国連総会で採択された、子どもの人権について定めた条約です。

下はユニセフのホームページにある、子ども向けに書かれた条文の一部です。

第1条 子どもの定義

18歳になっていない人を子どもとします。

第2条 差別の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがい、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。

第3条 子どもにもっともよいことを

子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

差別って、特別なこと？

「差別」と聞くと、テレビやネットの中だけの大きな問題のように感じるかもしれませんが、でも、わたしたちのまわりにも、目に見えにくい差別はあります。

たとえば…

- ・名前の読み方や見た目がちがうことで、じろじろ見られたり、からかわれたりする
- ・性別を理由に行動や性格を決めつけてしまう

こうしたことは、相手の背景やちがいを理解せずに、「普通」とちがうことを理由に、遠ざけてしまうことから起こるように思います。

「子どもにもっともよいこと」とは？

第3条には、「子どもにもっともよいこと」を第一に考えるとあります。これは、学校や家庭、社会の中で何かを決めたり行動したりするとき、「大人にとって都合がいいこと」や「昔からそうしてきたこと」よりも、子どもにとって本当に安心できること・大切なことは何かを最優先にしようという考え方です。

たとえば…

- ・学校でのルールや決まりごとが、本当にすべての生徒にとって安全で安心できるものになっているか
- ・生徒会活動や係活動で、だれかの意見が置き去りにになっていないか
- ・教室での話し合いが、一部の声の大きい人たちだけのものになっていないか

そんなとき、「それは本当に、子どもにとって“いちばんいいこと”なのかな？」と問い直してみることが大切です。

大人だけでなく、みなさん自身も「子どもの一人」として、安心して過ごせる場所や関係をつくっていく力があるということ、忘れないでほしいのです。

(「児童の権利に関する条約」の正式な条文は外務省のホームページにあります。興味のある人は見ておいてください。)

この富洲原中だよりは、人権について考えるものです。
人権について考えるシリーズは、これからも発行していく予定です。
ご意見がありましたら、校長までお寄せください。

この富洲原中だよりの翻訳版は学校ホームページに掲載しています。QRコードからご覧ください。

The translated version of this Tomisuhara Junior High School newsletter is available on the school website. Please access it via the QR code.

La versión traducida de este boletín de la Escuela Secundaria Tomisuhara está disponible en el sitio web de la escuela. Por favor, acceda a ella a través del código QR.

यो टोमिसुहारा माध्यमिक विद्यालयको समाचारपत्रको अनुवादित संस्करण विद्यालयको वेबसाइटमा उपलब्ध छ। कृपया QR कोडमार्फत हेर्नुहोस्।

Phiên bản dịch của bản tin Trường Trung học Cơ sở Tomisuhara được đăng trên trang web của trường. Vui lòng truy cập thông qua mã QR.

富洲原中学校ホームページ <http://www.yokkaichi.ed.jp/~tomisu/cms2/htdocs/>

「学年・学校からのお知らせ」を選んでください。

